

電話受付代行業及び電話転送サービス業における マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン

経緯

平成31年に開始されたFATF（※）第4次対日相互審査について、令和3年8月に審査報告書が公表された。併せて、報告書公表を契機として、政府全体として今後3年間の行動計画を策定・公表している。当該行動計画に基づき特定事業者におけるガイドライン策定が求められているところ、今般、電話受付代行業及び電話転送サービス業におけるガイドラインを策定する。

※ FATFとは「Financial Action Task Force(金融活動作業部会)」。マネー・ローンダリング、テロ資金供与対策における国際協力を推進する政府間会合である。34の国・地域及び2国際機関が参加している。

ガイドライン案概要

I. 基本的な考え方

II. リスクベース・アプローチ

リスクベース・アプローチの意義、顧客管理(カスタマー・デュー・ディリジェンス)、取引モニタリング・フィルタリング、疑わしい取引の届出 等

III. 管理体制とその有効性の検証・見直し

事業部門(第1の防衛線)、管理部門(コンプライアンス部門やリスク管理部門等)(第2の防衛線)、内部監査部門(第3の防衛線)、グループベースの管理体制 等

IV. 総務省によるモニタリング等

スケジュール

電話番号・電話転送サービスに関する連絡会での議論を実施(1月28日)。2月中にパブリックコメントを実施し、3月に策定予定